

議第 70 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与することについて議会の議決を求める。

1 譲与する財産

【土地】

所在地	登記地目	登記地積
下呂市和佐字森越1702番地 1	宅 地	744.05 m <sup>2</sup>
下呂市和佐字森越1703番地 1	宅 地	216.33 m <sup>2</sup>
下呂市和佐字中垣内1549番地 2	宅 地	647.78 m <sup>2</sup>
下呂市和佐字森おんじ1742番地 3	宅 地	181.81 m <sup>2</sup>

2 譲与する相手方

下呂市和佐 1702 番地 1

和佐町内会（認可地縁団体） 代表者 細江 敏彦

3 譲与する理由

認可地縁団体和佐町内会が長年にわたり維持管理してきた、下呂市和佐地内の集会所用地（建物は和佐町内会所有）及びグラウンド用地について、和佐町内会から引き続き同様の目的で活用することを前提に、譲与の申し入れがあったことから、当該土地を譲与するもの。

令和 5 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

